

只見町介護老人保健施設「こぶし苑」 施設入所サービス基本料金表

(平成30年4月1日より)

(「こぶし苑」は多床室型に該当します。「介護保健施設サービス費(I iii)」)

【利用者負担 第1段階の方】

単位(円)

要介護度	基本利用料	サービス提供体制強化加算Ⅰ口	夜勤職員配置加算	栄養マネジメント加算	居住費	食費	日用品費	教養娯楽費	日額	月額(30日)
要介護1	771	12	24	14	0	300	70	50	1,241	37,230
要介護2	819								1,289	38,670
要介護3	880								1,350	40,500
要介護4	931								1,401	42,030
要介護5	984								1,454	43,620

【利用者負担 第2段階の方】

単位(円)

要介護度	基本利用料	サービス提供体制強化加算Ⅰ口	夜勤職員配置加算	栄養マネジメント加算	居住費	食費	日用品費	教養娯楽費	日額	月額(30日)
要介護1	771	12	24	14	370	390	70	50	1,701	51,030
要介護2	819								1,749	52,470
要介護3	880								1,810	54,300
要介護4	931								1,861	55,830
要介護5	984								1,914	57,420

【利用者負担 第3段階の方】

単位(円)

要介護度	基本利用料	サービス提供体制強化加算Ⅰ口	夜勤職員配置加算	栄養マネジメント加算	居住費	食費	日用品費	教養娯楽費	日額	月額(30日)
要介護1	771	12	24	14	370	650	70	50	1,961	58,830
要介護2	819								2,009	60,270
要介護3	880								2,070	62,100
要介護4	931								2,121	63,630
要介護5	984								2,174	65,220

【利用者負担 第4段階の方】

単位(円)

要介護度	基本利用料	サービス提供体制強化加算Ⅰ口	夜勤職員配置加算	栄養マネジメント加算	居住費	食費	日用品費	教養娯楽費	日額	月額(30日)
要介護1	771	12	24	14	500	1,600	70	50	3,041	91,230
要介護2	819								3,089	92,670
要介護3	880								3,150	94,500
要介護4	931								3,201	96,030
要介護5	984								3,254	97,620

- 基本利用料とは、介護保険サービス費の利用者負担分(1割負担分)です。
- 「65歳以上の第1号被保険者で一定以上の所得がある人」の場合、自己負担割合が2割に引き上げられます。
- サービス提供体制強化加算Ⅰ口とは、こぶし苑では介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が50%以上であるため、1日につき12円の加算となります。
- 夜勤職員配置加算とは、こぶし苑(入所定員50床)では夜勤帯にかかる看護・介護職員を2名を超えて配置しているため、1日につき24円の加算となります。
- 居住費(日額)とは、光熱水費の自己負担分です。
- 食費(日額)とは、食材料費と調理費の自己負担分です。
(居住費と食費には、所得に応じて第1～第3段階まで「負担限度額」が設けられています。※別表参照。)
- 日用品費とは、石鹸、シャンプー、ペーパータオル、トイレットペーパー等です。
- 教養娯楽費とは、クラブ活動やレクリエーション活動等で使用する材料にかかるものです。
- 入所初期加算として、入所後30日間に限り、1日につき30円の加算となります。
- 外泊される場合は、外泊日とお戻りになる日を除き、基本利用料に代わり1日362円となります。
- 月2回(第2、4月曜)理髪日を設けています。理容代は、2000円、顔剃りのみ1000円です。
- ☆栄養ケア・マネジメントに対する評価として入所者の方の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて医師、管理栄養士等の多職種協働により栄養ケア・マネジメントが行われた場合、1日につき14円の加算(1割負担分)となります。
- ※利用者の状態により以下の加算(1割負担分)の場合もあります。
- ☆経管栄養により食事を摂取されている方について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合、180日間を限度として1日につき28円の加算となります。
- ☆医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合、1食につき6円の加算となります。
- ※退所時指導等を行った場合は、以下の加算(1割負担分)となります。
- ①利用者等に退所前後の療養指導を居宅等に訪問して指導を行った場合、460円
- ②利用者等に退所後の居宅での療養上の指導を行った場合、400円
- ③利用者等に退所後の療養指導を行い、利用者の主治医、または、社会福祉施設、居宅介護支援事業所等に対し利用者の同意を得て、文書を持って利用者の処遇に必要な情報を提供した場合、500円
- ④上記の他、退所後訪問看護が必要と認められ、利用者の同意を得て、訪問看護ステーションに対し指示書を交付した場合、300円
- ※その他、サービス状況により加算が行われる場合は、随時説明させていただきます。
- ☆なお、詳細については、担当職員(支援相談員)までお問い合わせ下さい。

※居住費（滞在費）・食費の利用者負担第1～4段階の負担限度額分類表

◎この分類は、「平成17年10月から所得の低い方の負担に配慮しつつ、介護保険施設のなどにおいて利用者の方に負担いただく費用に関する見直し」によるもので、全国一律のものです。
(厚生労働省資料より)

対象者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		利用者負担	0円/日	300円/日
世帯 市町 村全 員が 税	老齢福祉年金受給者	第1段階		
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方。	利用者負担 第2段階	370円/日	390円/日
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超 266万円未満の方)	利用者負担 第3段階	370円/日	650円/日
上記以外の方		利用者負担 第4段階	※施設との契約により設定 500円/日	※施設との契約により設定 1,600円/日

※利用者負担第4段階の方については、利用者と施設の契約により負担水準が決められるため、居住費（滞在費）・食費について一定程度、新たにご負担いただくことになります。
※利用者のご負担は、居住費（滞在費）・食費のほか介護保険サービス費の1割負担があります。

注：利用者負担第1段階から第3段階までに該当する方は、居住費（滞在費）・食費の負担が上記のように軽減されますが、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けて施設の窓口に提出する必要があります。「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けるための申請手続きについては市町村（保険者）にお問い合わせ下さい。

なお、上記の分類は「施設入所」と「短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)」の利用のみ対象となります。

※高額介護サービス費について

現在、介護保険制度上、保険給付の1割は利用者の方にご負担していただいておりますが、1割負担の合計額が上限額を超えた場合には、超えた分が申請により、払い戻される仕組み（＝高額介護サービス費の支給）があります。

なお、高額介護サービス費の支給対象者には、保険者（市町村）より申請用紙が送付されます。
※居住費（滞在費）、食費、日用品費、教養娯楽費は対象になりません。

対象者	上限額
利用者負担第1段階	15,000円
利用者負担第2段階	15,000円
利用者負担第3段階	24,600円
利用者負担第4段階	37,200円

※介護保険（介護給付・介護予防）の支給限度額（1か月）

対象者	支給限度額（単位）
要支援1	4,970
要支援2	10,400
要介護1	16,580
要介護2	19,480
要介護3	26,750
要介護4	30,600
要介護5	35,830

介護保険の在宅サービスを利用する際には、要介護状態区別に保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。

※「こぶし苑」での在宅サービスは、
1. 短期入所療養介護
2. 通所リハビリテーション
3. 介護予防短期入所療養介護
4. 介護予防通所リハビリテーション
が対象となります。

只見町介護老人保健施設「こぶし苑」 短期入所療養介護入所サービス基本料金表

(平成30年4月1日より)

(「こぶし苑」は多床室型に該当します。「介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I iii)」)

【利用者負担 第1段階の方】

単位 (円)

要介護度	基本利用料	サービス提供 体制加算 I 口	夜勤職員 配置加算	滞在費	食費	日用品費	教養娯楽費	日額
要介護1	826	12	24	0	300	70	50	1,282
要介護2	874							1,330
要介護3	935							1,367
要介護4	986							1,418
要介護5	1,039							1,471

【利用者負担 第2段階の方】

単位 (円)

要介護度	基本利用料	サービス提供 体制加算 I 口	夜勤職員 配置加算	滞在費	食費	日用品費	教養娯楽費	日額
要介護1	826	12	24	370	390	70	50	1,742
要介護2	874							1,790
要介護3	935							1,851
要介護4	986							1,902
要介護5	1,039							1,955

【利用者負担 第3段階の方】

単位 (円)

要介護度	基本利用料	サービス提供 体制加算 I 口	夜勤職員 配置加算	滞在費	食費	日用品費	教養娯楽費	日額
要介護1	826	12	24	370	注 650	70	50	2,002
要介護2	874							2,050
要介護3	935							2,111
要介護4	986							2,162
要介護5	1,039							2,215

【利用者負担 第4段階の方】

単位 (円)

要介護度	基本利用料	サービス提供 体制加算 I 口	夜勤職員 配置加算	滞在費	食費	日用品費	教養娯楽費	日額
要介護1	826	12	24	500	注 1,600	70	50	3,082
要介護2	874							3,130
要介護3	935							3,191
要介護4	986							3,242
要介護5	1,039							3,295

- 基本利用料とは、介護保険サービス費の利用者負担分（1割負担分）です。
- 「65歳以上の第1号被保険者で一定以上の所得がある人」の場合、自己負担割合が2割に引き上げられます。
- サービス提供体制強化加算 I 口とは、こぶし苑では介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が50%以上であるため、1日につき12円の加算となります。
- 夜勤職員配置加算とは、こぶし苑（入所定員50床）では夜勤帯にかかる看護・介護職員を2名を超えて配置しているため、1日につき24円の加算となります。
- 滞在費（日額）とは、光熱水費の自己負担分です。
- 食費（日額）とは、食材料費と調理費の自己負担分です。
朝食460円、昼食600円、夕食540円となり、喫食数毎の請求となります。
（利用者負担第4段階の方が3食摂取の場合、1,600円/日）
（滞在費と食費には、所得に応じて第1～第3段階まで「負担限度額」が設けられています。※別表参照。）
- 日用品費とは、石鹸、シャンプー、ペーパータオル、トイレットペーパー等です。
- 教養娯楽費とは、クラブ活動やレクリエーション活動等で使用する材料にかかるものです。
- 月2回（第2、4月曜）理髪日を設けており、理容代は、2000円、顔剃りのみ1000円です。
- ※利用者の状態により以下の加算（1割負担分）の場合もあります。
- ☆医師の指示のもと作業療法士が個別リハビリを20分以上提供した場合、1日につき240円の加算となります。
- ☆医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合、1日につき23円の加算となります。
- ☆重度療養管理加算120単位/日
要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態である者に対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合。
 - イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
 - ロ 呼吸障害により人工呼吸器を使用している状態
 - ハ 中心静脈注射を実施している状態
 - ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
 - ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
 - ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上であり、ストーマの処置を実施している場合。
 - ト 経鼻胃管や胃瘻等の経管栄養が行われている状態
 - チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
 - リ 気管切開が行われている状態
- ※その他、サービス状況により加算が行われる場合は、随時説明させていただきます。
- ☆なお、詳細については、担当職員（支援相談員）までお問い合わせ下さい。

※居住費（滞在費）・食費の利用者負担第1～4段階の負担限度額分類表

◎この分類は、「平成17年10月から所得の低い方の負担に配慮しつつ、介護保険施設のなどにおいて利用者の方に負担いただく費用に関する見直し」によるもので、全国一律のものです。
(厚生労働省資料より)

対象者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		利用者負担	0円/日	300円/日
世帯 非課税 市町村 全員の 住民が 税	老齢福祉年金受給者	第1段階		
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担 第2段階	370円/日	390円/日
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超266万円未満の方)	利用者負担 第3段階	370円/日	650円/日
上記以外の方		利用者負担 第4段階	※施設との契約により設定 500円/日	※施設との契約により設定 1,600円/日

※利用者負担第4段階の方については、利用者と施設の契約により負担水準が決められるため、居住費（滞在費）・食費について一定程度、新たにご負担いただくことになります。
※利用者のご負担は、居住費（滞在費）・食費のほか介護保険サービス費の1割負担があります。

注：利用者負担第1段階から第3段階までに該当する方は、居住費（滞在費）・食費の負担が上記のように軽減されますが、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けて施設の窓口に提出する必要があります。「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けるための申請手続きについては市町村（保険者）にお問い合わせ下さい。

なお、上記の分類は「施設入所」と「短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)」の利用のみ対象となります。

※高額介護サービス費について

現在、介護保険制度上、保険給付の1割は利用者の方にご負担していただいておりますが、1割負担の合計額が上限額を超えた場合には、超えた分が申請により、払い戻される仕組み（＝高額介護サービス費の支給）があります。

なお、高額介護サービス費の支給対象者には、保険者（市町村）より申請用紙が送付されます。

※居住費（滞在費）、食費、日用品費、教養娯楽費は対象になりません。

対象者	上限額
利用者負担第1段階	15,000円
利用者負担第2段階	15,000円
利用者負担第3段階	24,600円
利用者負担第4段階	37,200円

※介護保険（介護給付・介護予防）の支給限度額（1か月）

対象者	支給限度額（単位）
要支援1	4,970
要支援2	10,400
要介護1	16,580
要介護2	19,480
要介護3	26,750
要介護4	30,600
要介護5	35,830

介護保険の在宅サービスを利用する際には、要介護状態区別に保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。

※「こひし苑」での在宅サービスは、
1. 短期入所療養介護
2. 通所リハビリテーション
3. 介護予防短期入所療養介護
4. 介護予防通所リハビリテーション
が対象となります。

只見町介護老人保健施設「こぶし苑」 通所リハビリテーション基本料金表

(平成30年4月1日より)

基本営業日は、月～金曜日です。(祝祭日、年末年始を除く。)
基本営業時間は10:30～16:45(6時間15分)となりますので
〔6時間以上7時間未満〕が該当します。(通所リハビリテーション(I26))

単位(円)

利用時間	要介護度	基本利用料	サービス提供 体制加算1口	食費	日用品費	教養娯楽費	入浴加算	日額
6時間以上	要介護1	667	12	600	50	50	50	1,429
	要介護2	797						1,559
7時間未満	要介護3	924						1,686
	要介護4	1,076						1,838
	要介護5	1,225						1,987
(参考) 4時間以上	要介護1	508	12	600	50	50	1,270	
	要介護2	595					1,357	
5時間未満	要介護3	681					1,443	
	要介護4	791					1,553	
	要介護5	900					1,662	
(参考) 5時間以上	要介護1	576	12	600	50	50	1,338	
	要介護2	688					1,450	
6時間未満	要介護3	799					1,561	
	要介護4	930					1,692	
	要介護5	1,060					1,822	

- 基本利用料とは、介護保険サービス費の利用者負担分(1割)です。
- 「65歳以上の第1号被保険者で一定以上の所得がある人」の場合、自己負担割合が2割に引き上げられます。
- サービス提供体制強化加算1口とは、こぶし苑では介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が40%以上であるため、1日につき12円の加算となります。
- 食費(昼食)とは、食材料費と調理費の自己負担分です。(※1食600円)
- 入浴加算として、介護による入浴が行われた場合は50円の加算となります。
- 日用品費とは、石鹸、シャンプー、ペーパータオル、トイレトペーパー等です。
- 教養娯楽費とは、クラブ活動やレクリエーション活動等で使用する材料にかかるものです。
- 医師の指導監督のもと、リハビリテーション実施計画に基づいて、作業療法士により個別にリハビリテーションが行われた場合、以下の加算となります。
 - ・リハビリテーションマネジメント加算 230円/月※1月に4回以上通所リハビリを行っている場合。
 - ・短期集中リハビリテーション実施加算
退所日または認定日から1月以内 120円/日(1日当たり、40分以上の個別リハビリが行われた場合)
退所日または認定日から1月超3月以内 60円/日(1日当たり、40分以上の個別リハビリが行われた場合)
- ☆重度療養管理加算100円/月
- ☆重度療養管理加算120単位/日 0
- 要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態である者に対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合。
 - イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
 - ロ 呼吸障害により人工呼吸器を使用している状態
 - ハ 中心静脈注射を実施している状態
 - ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
 - ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
 - ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上であり、ストーマの処置を実施している場合
 - ト 経鼻胃管や胃瘻等の経管栄養が行われている状態
 - チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
 - リ 気管切開が行われている状態
- ☆口腔機能向上加算150円/月
- ☆栄養改善サービスに対する評価として利用者の方の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて医師、管理栄養士等の多職種協働により栄養ケア・マネジメントが行われた場合、栄養改善加算150円/月(3月以内の期間に限り、月2回を限度)の加算となります。
- 何らかの理由により家族送迎で10:30～16:45以外の時間にご利用の場合は、見守りサービスとして基本時間外割増料が30分につき50円となります。
- おむつ代は全額自己負担となります。(持ち込みも可能ですのでご相談下さい。)
- ・尿取りパッド 32円/枚 ・尿取りパッド(大) 32円/枚
- ・おむつ(平型) 32円/枚 ・パンツタイプ 120円/枚
- ・テープ止めタイプ 120円/枚
- ※通所リハビリテーションのご利用時には理髪サービスは受けられません。
- ※その他、サービス状況により加算が行われる場合は、随時説明させていただきます。
- ☆なお、詳細については、担当職員(支援相談員)までお問い合わせ下さい。

只見町介護老人保健施設「こぶし苑」 介護予防通所リハビリテーション基本料金表

(平成30年4月1日より)

基本営業日は、月～金曜日です。(祝祭日、年末年始を除く。)
基本営業時間は10:30～16:45(6時間15分)となりますので
〔6時間以上7時間未満〕が該当します。(介護予防通所リハビリテーション2)

単位(円)

要介護度	基本利用料 (月額)	サービス提供 体制加算Ⅰ口 (月額)	月額
要支援1	1,812	24	1,836
要支援2	3,715	48	3,763

単位(円)

選択的サービス		
運動器機能 向上加算	栄養改善 加算	口腔機能 向上加算
225	150	150

要介護度	食費	日用品費	教養娯楽費	日額
要支援1	600	50	50	700
要支援2	600	50	50	700

運動器機能向上加算

・理学療法士等を中心に看護、介護職員等が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別の計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画等の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算となります。

栄養改善加算

・低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士等が看護、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等のプロセスを実施した場合に加算となります。

口腔機能向上加算

・口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算となります。

○基本利用料とは、介護保険サービス費の利用者負担分(1割)です。(月額)

○サービス提供体制強化加算Ⅰ口とは、こぶし苑では介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が40%以上であるため、1月につき、要支援1の方は48円、要支援2の方は96円の加算となります。(月額)

○食費(厚食)とは、食材料費と調理費の自己負担分です。(※1食600円)

○日用品費とは、石鹸、シャンプー、ペーパータオル、トイレトペーパー等です。

○教養娯楽費とは、クラブ活動やレクリエーション活動等で使用する材料にかかるものです。

○何らかの理由により家族送迎で10:30～16:45以外の時間にご利用の場合は見守りサービスとして基本時間外割増料が30分につき50円となります。

○おむつ代は全額自己負担となります。(持ち込みも可能ですのでご相談下さい。)

- ・尿取りパッド 32円/枚
- ・尿取りパッド(大) 32円/枚
- ・おむつ(平型) 32円/枚
- ・パンツタイプ 120円/枚
- ・テープ止めタイプ 120円/枚

※通所リハビリテーションのご利用時には理髪サービスは受けられません。

※その他、サービス状況により加算が行われる場合は、随時説明させていただきます。

☆なお、詳細については、担当職員(支援相談員)までお問い合わせ下さい。

只見町介護老人保健施設「こぶし苑」 介護予防短期入所療養介護入所サービス基本料金表

(平成27年4月1日より)

(「こぶし苑」は多床室型に該当します。「介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (I ii)」)

【利用者負担 第1段階の方】

単位 (円)

要介護度	基本利用料	サービス提供 体制加算 I 口	夜勤職員 配置加算	滞在費	食費	日用品費	教養娯楽費	日額
要支援1	608	12	24	0	300	70	50	1,064
要支援2	762	12	24	0	300	70	50	1,218

【利用者負担 第2段階の方】

単位 (円)

要介護度	基本利用料	サービス提供 体制加算 I	夜勤職員 配置加算	滞在費	食費	日用品費	教養娯楽費	日額
要支援1	608	12	24	370	390	70	50	1,524
要支援2	762	12	24	370	390	70	50	1,678

【利用者負担 第3段階の方】

単位 (円)

要介護度	基本利用料	サービス提供 体制加算 I	夜勤職員 配置加算	滞在費	食費	日用品費	教養娯楽費	日額
要支援1	608	12	24	370	注 650	70	50	1,784
要支援2	762	12	24	370	注 650	70	50	1,938

【利用者負担 第4段階の方】

単位 (円)

要介護度	基本利用料	サービス提供 体制加算 I	夜勤職員 配置加算	滞在費	食費	日用品費	教養娯楽費	日額
要支援1	608	12	24	500	注 1,600	70	50	2,864
要支援2	762	12	24	500	注 1,600	70	50	3,018

- 基本利用料とは、介護保険サービス費の利用者負担分 (1割負担分) です。
- サービス提供体制強化加算 I 口とは、こぶし苑では介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が50%以上であるため、1日につき12円の加算となります。
- 夜勤職員配置加算とは、こぶし苑 (入所定員50床) では夜勤帯にかかる看護・介護職員を2名を超えて配置しているため、1日につき24円の加算となります。
- 滞在費 (日額) とは、光熱水費の自己負担分です。
- 食費 (日額) とは、食材料費と調理費の自己負担分です。
朝食460円、昼食600円、夕食540円となり、喫食数毎の請求となります。
(利用者負担第4段階の方が3食摂取の場合、1,600円/日)
(滞在費と食費には、所得に応じて第1~第3段階まで「負担限度額」が設けられています。※別表参照。)
- 日用品費とは、石鹸、シャンプー、ペーパータオル、トイレトペーパー等です。
- 教養娯楽費とは、クラブ活動やレクリエーション活動等で使用する材料にかかるものです。
- 入所日及び退所日に送迎を行った場合、片道につき184円の加算となります。
- 月2回 (第2、4月曜) 理髪日を設けており、理容代は、2000円、顔剃りのみ1000円です。
- ※利用者の状態により以下の加算 (1割負担分) の場合もあります。
- ☆医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合、1日につき23円の加算となります。
- ※その他、サービス状況により加算が行われる場合は、随時説明させていただきます。

☆なお、詳細については、担当職員 (支援相談員) までお問い合わせ下さい。

※居住費（滞在費）・食費の利用者負担第1～4段階の負担限度額分類表

◎この分類は、「平成17年10月から所得の低い方の負担に配慮しつつ、介護保険施設のなどにおいて利用者の方に負担いただく費用に関する見直し」によるもので、全国一律のものです。
(厚生労働省資料より)

対象者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		利用者負担	0円/日	300円/日
世帯非課税 市町村 全員の 住民税	老齢福祉年金受給者	第1段階		
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担 第2段階	370円/日	390円/日
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超 266万円未満の方)	利用者負担 第3段階	370円/日	650円/日
上記以外の方		利用者負担 第4段階	※施設との契約により設定 500円/日	※施設との契約により設定 1,600円/日

※利用者負担第4段階の方については、利用者と施設の契約により負担水準が決められるため、居住費（滞在費）・食費について一定程度、新たにご負担いただくことになります。
※利用者のご負担は、居住費（滞在費）・食費のほか介護保険サービス費の1割負担があります。

注：利用者負担第1段階から第3段階までに該当する方は、居住費（滞在費）・食費の負担が上記のように軽減されますが、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けて施設の窓口へ提出する必要があります。「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けるための申請手続きについては市町村（保険者）にお問い合わせ下さい。

なお、上記の分類は「施設入所」と「短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)」の利用のみ対象となります。

※高額介護サービス費について

現在、介護保険制度上、保険給付の1割は利用者の方にご負担していただいておりますが、1割負担の合計額が上限額を超えた場合には、超えた分が申請により、払い戻される仕組み（＝高額介護サービス費の支給）があります。

なお、高額介護サービス費の支給対象者には、保険者（市町村）より申請用紙が送付されます。

※居住費（滞在費）、食費、日用品費、教養娯楽費は対象になりません。

対象者	上限額
利用者負担第1段階	15,000円
利用者負担第2段階	15,000円
利用者負担第3段階	24,600円
利用者負担第4段階	37,200円

※介護保険（介護給付・介護予防）の支給限度額（1か月）

対象者	支給限度額（単位）
要支援1	4,970
要支援2	10,400
要介護1	16,580
要介護2	19,480
要介護3	26,750
要介護4	30,600
要介護5	35,830

介護保険の在宅サービスを利用する際には、要介護状態区分別に保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。

※「こぶし苑」での在宅サービスは、
1. 短期入所療養介護
2. 通所リハビリテーション
3. 介護予防短期入所療養介護
4. 介護予防通所リハビリテーション
が対象となります。

只見町介護老人保健施設「こぶし苑」 短時間通所リハビリテーション基本料金表

(平成27年4月1日より)

基本営業日は、月～金曜日です。(祝祭日、年末年始を除く。)

基本営業時間は9:30～11:00(1時間30分)となりますので
〔1時間以上2時間未満〕が該当します。(通所リハビリテーション(I21))

単位(円)

利用時間	要介護度	基本利用料	サービス提供 体制加算1口	食費	日用品費	教養娯楽費	入浴加算	日額
1時間以上	要介護1	329	12	0	50	50	0	441
	要介護2	358						470
2時間未満	要介護3	388						500
	要介護4	417						529
	要介護5	448						560
(参考) 6時間以上	要介護1	726	12	600	50	50	50	1,488
	要介護2	875						1,637
8時間未満	要介護3	1,022						1,784
	要介護4	1,173						1,935
	要介護5	1,321						2,083

○基本利用料とは、介護保険サービス費の利用者負担分(1割)です。

○サービス提供体制加算1口とは、こぶし苑では介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が40%以上であるため、1日につき12円の加算となります。

○日用品費とは、石鹸、シャンプー、ペーパータオル、トイレットペーパー等です。

○教養娯楽費とは、クラブ活動やレクリエーション活動等で使用する材料にかかるものです。

○医師の指導監督のもと、リハビリテーション実施計画に基づいて、作業療法士により個別に

リハビリテーションが行われた場合、以下の加算となります。

・リハビリテーションマネジメント加算 230円/月※1月に4回以上通所リハビリを行っている場合。

・短期集中リハビリテーション実施加算

退所日または認定日から1月以内 120円/日(1日当たり、40分以上の個別リハビリが行われた場合)

退所日または認定日から1月超3月以内 60円/日(1日当たり、40分以上の個別リハビリが行われた場合)

☆重度療養管理加算100円/月

☆重度療養管理加算120単位/日

要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態である者に対して、医学的管理のもと、

通所リハビリテーションを行った場合。

イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態

ロ 呼吸障害により人工呼吸器を使用している状態

ハ 中心静脈注射を実施している状態

ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態

ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態

ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上であり、ストーマの処置を

実施している場合

ト 経鼻胃管や胃瘻等の経管栄養が行われている状態

チ 褥瘡に対する治療を実施している状態

リ 気管切開が行われている状態

☆口腔機能向上加算150円/月

☆栄養改善サービスに対する評価として利用者の方の栄養状態を適切にアセスメントし、

その状態に応じて医師、管理栄養士等の多職種協働により栄養ケア・マネジメントが行われた場合、

栄養改善加算150円/月(3月以内の期間に限り、月2回を限度)の加算となります。

○おむつ代は全額自己負担となります。(持ち込みも可能ですのでご相談下さい。)

・尿取りパッド 32円/枚 ・尿取りパッド(大) 32円/枚

・おむつ(平型) 32円/枚 ・パンツタイプ 120円/枚

・テープ止めタイプ 120円/枚

※短時間通所リハビリテーションのご利用時には理髪サービスは受けられません。

※その他、サービス状況により加算が行われる場合は、随時説明させていただきます。

☆なお、詳細については、担当職員(支援相談員)までお問い合わせ下さい。

只見町介護老人保健施設「こぶし苑」 介護予防短時間通所リハビリテーション基本料金表

(平成27年4月1日より)

基本営業日は、月～金曜日です。(祝祭日、年末年始を除く。)

基本営業時間は9:30～11:00(1時間30分)となりますので
〔1時間以上2時間未満〕が該当します。(介護予防通所リハビリテーション2)

単位(円)

要介護度	基本利用料 (月額)	サービス提供 体制加算I口 (月額)	月額
要支援1	1,812	24	1,836
要支援2	3,715	48	3,763

単位(円)

選択的サービス		
運動器機能 向上加算	栄養改善 加算	口腔機能 向上加算
225	150	150

要介護度	食費	日用品費	教養娯楽費	日額
要支援1	0	50	50	100
要支援2	0	50	50	100

運動器機能向上加算

- 理学療法士等を中心に見護、介護職員等が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別の計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画等の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算となります。

栄養改善加算

- 低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士等が見護、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等のプロセスを実施した場合に加算となります。

口腔機能向上加算

- 口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算となります。

○基本利用料とは、介護保険サービス費の利用者負担分(1割)です。(月額)

○サービス提供体制加算I口とは、こぶし苑では介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が40%以上であるため、1月につき、要支援1の方は48円、要支援2の方は96円の加算となります。(月額)

○日用品費とは、石鹸、シャンプー、ペーパータオル、トイレトペーパー等です。

○教養娯楽費とは、クラブ活動やレクリエーション活動等で使用する材料にかかるものです。

○おむつ代は全額自己負担となります。(持ち込みも可能ですのでご相談下さい。)

- 尿取りパッド 32円/枚
- 尿取りパッド(大) 32円/枚
- おむつ(平型) 32円/枚
- パンツタイプ 120円/枚
- テープ止めタイプ 120円/枚

※通所リハビリテーションのご利用時には理髪サービスは受けられません。

※その他、サービス状況により加算が行われる場合は、随時説明させていただきます。

☆なお、詳細については、担当職員(支援相談員)までお問い合わせ下さい。